

## 川内村移住お試し滞在支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内への移住・定住の促進、地域の活性化を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与することを目的として、村内に移住を検討する者が村内の宿泊施設に滞在する際にこれを支援するため、川内村補助金等の交付等に関する規則（平成13年川内村規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で宿泊施設に対して補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住検討者 村外から川内村に移住を検討している者であって、川内村又は川内村移住・定住支援センターにて、移住の意向等を確認した者

(2) 宿泊施設 川内村内で宿泊業を営む施設

(滞在支援対象者)

第3条 滞在支援対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住検討者

(2) 村内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者。

(3) 宿泊に係る、国、県、村の補助金等を受けない者

(4) 川内村暴力団排除条例（平成24年3月9日条例第13号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。

(計画の確認)

第4条 滞在支援を受けようとする者は、原則として現地活動の出発日から起算して7日前までに移住計画書兼活動報告書（様式第1号）を予め村に提出し、その確認を受けること。

(滞在支援証明書の発行)

第5条 村又は川内村移住・定住支援センターは、前条に規定する計画を確認したときは、滞在支援対象者に対し滞在支援証明書（様式第2号）を交付する。

2 滞在支援対象者は滞在支援証明書を自身の宿泊する施設に提出し、一人につき一泊あたり3,000円の割引を受けることができる。ただし、宿泊費が割引額を下回る場合は宿泊費を上限とする。

3 滞在支援証明書の交付は、一人あたり、一会計年度につき6泊分までとする。

(現地滞りの報告)

第6条 移住検討者は、現地滞りの後に速やかに移住計画書兼活動報告書（様式第1号）を村又は川内村移住・定住支援センターに提出し、その確認を受けること。

(補助金の交付申請及び決定)

第7条 宿泊施設は、滞在支援対象者から提出のあった滞在支援証明書及び宿泊台

帳等の当該申請者が宿泊した実績が確認できる書類を月ごとにとりまとめ、補助金交付申請書（様式第3号）により村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の提出があったときは速やかに内容を審査し、当該宿泊施設に対して補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）を当該宿泊施設に対して通知する。

3 村長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の請求及び支出）

第8条 補助金の支出は、補助金の交付決定を受けた者からの請求により行うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（1）虚偽の申請又は不正行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付の条件に違反したとき。

2 村長は前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。